

役員退職金の効果

株価引下げ効果

終身保険料最小化効果

社会保険料節約効果

概要：役員退職金の効果

- 退職金を支払うとしたら手段は現金で支払うか？保険のまま支払うか？
 - 保険は損金計上保険が良いのか？資産計上保険が良いのか？
 - いくつかの？があります。十分に練られたプランには上記の？への答えがあります。
-
- 以下詳細に亘って経験上のケースを述べていきます。
 - はじめにネタバレをしますと、全てのケースでの「**共通な正解はない**」
 - その会社の財務状況・業種・株式の分散度・規模などによって適切手段は変わる。
 - 適切な方法は個別にチェックする。ということになります。

自社株の株価引下げ効果

- 退職金の株価引下げ効果
 - 類似業種の場合: 株価圧縮効果: 49% (51%減少した)
 - 純資産法の場合: 株価圧縮効果: 70% (30%減少した)
- 支払手段について
 1. 現金(自己資金としての)
 2. 現金(借り入れて)
 3. 現金(損金計上保険を解約した資金で)
 4. 終身保険の名義変更で(解約返戻金が現金とみなされる)

簡単なコメント

1. 自己資金の現金は退職金での株価引下げ効果あります。
2. 借入での現金支払いも株価引下げ効果あります。
3. 損金保険の解約と同時に退職金支払った場合は株価引下げ効果はありません
4. 終身保険は株価引下げ効果あります、また相続対策効果もあります。

役員退職金支払上の懸念

- 過去に役員退職金について課税当局との裁判が起きてます。
- 下記に要点をまとめます
- 過大な退職金：損金算入不可
- 分掌変更の退職金（社長から相談役など）：退職と認められず
 - － 退職金と認められない場合は個人の所得税が退職所得から給与所得へ扱う
 - － 法人においては過大な給与・定期同額の条件を満たさないという問題も発生
- 退職金準備の要件をまとめます
 - － 財務上の支払い減資は：役員が在任中に増額した利益剰余金
 - － 損金算入の上限額：役位係数・在職期間・最終報酬月額 で決まります
 - － 支払手段：保険を名義変更で渡すか・現金で渡すか
 - － 事前に役員退職慰労金・弔慰金規定が必要（弔慰金を支払うためには必須）

退職金の社会保険料節約効果

- 通常の給与では労使共に社会保険料の拠出が必須になります。
- 一方退職金は社会保険料が掛かりません。
- 給与と退職金のバランスを考えることも事業承継上有効な対策となります。

当HomePageの役員退職金の解説は下記へ

[https://hokentaro.tokyo/bizsuc/about retirement allowance/](https://hokentaro.tokyo/bizsuc/about_retirement_allowance/)